

石川県公報

平成 23 年 6 月 30 日 (木曜日)

号 外

(第 52 号)

目 次

条 例		
石川県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	1	石川県税条例の一部を改正する条例 追加提案 (同) 1
石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	1	石川県高等学校等修学支援臨時特例基金条例の一部を 改正する条例 (教育委員会事務局) 3

条 例

石川県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十六号

石川県職員定数条例の一部を改正する条例

石川県職員定数条例(昭和二十四年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三千五百五十六人」を「三千四百六人」に、「三千八百七十三人」を「三千七百一十三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十七号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第二号中「限る」の下に、「第三項における選手について同じ」を加え、同条第二項中「これら」を「同号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項第二号に規定する競技会のうち、国又は県が主催し、かつ、各都道府県の代表が参加するものに参加するプロゴルファー以外の選手のゴルフ場の利用に対しては、同項の規定にかかわらず、ゴルフ場利用税を免除する。

附則第十二条の六の次に次の一条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第十二条の七 前条の規定にかかわらず、当分の間(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十四条に規定する東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間をいう)、前条の規定の適用を停止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十八号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「三万円」を「十万円」に改める。

第三十五条第一項中「第七十三条」の下に「第八十六条の二」第五十六條を加え、「三万円」を「十万円」に改める。

第七十三条第二項中「第七十三条の十四第五項から第十四項まで」を「第七十三条の十四第五項から第十項まで」に改める。

第七十八条の四の見出し中「市街地再開発組合」を「再開発会社」に改め、同条第一項から第三項までを削り、同条第四項中「再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十条の二第三項に規定する再開発会社(以下この項において「再開発会社」といふ。))が同法第一条第一号に規定する第二種市街地再開発事業(以下この項において「第二種市街地再開発事業」といふ。))の施行に伴い同法」に、「第八項」を「次項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第六項から前項まで」を「前項」に、「第一項から第五項まで」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第十一項を同条第四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第三項」に、「第七十八条の四第一項、第二項、第三項、第四項又は第五項」を「第七十八条の四第一項」に改め、同項を同条第五項とする。

第七十八条の五を削る。

第七十八条の六第一項中「及び次条」を削り、同条を第七十八条の五とする。

第七十八条の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とし、同条を第七十八条の六とする。

第七十八条の八及び第七十八条の九を削る。

附則第十一条第二項中「第三項若しくは第五項」を「若しくは第三項」に改める。

附則第十一条の三第一項中「助成金」の下に「その他これに類するものとして省令で定めるもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十三年石川県条例第二十八号)の施行の日(以下「平成二十三年改正条例施行日」といふ。))の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「次の表の上欄に掲げる計画(当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定が我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十九号)の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間にされたものに限る。以下この項において同じ。))に従つて事業の譲渡若しくは」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画(当該計画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による認定(同法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。))が平成二十三年改正条例施行日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間にされたものに限る。))に従つて事業の譲渡又は」に、「以下この項において同じ。))を受けた同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画(同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。))に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「)を受けた同法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十一条の三第五項」を「附則第十一条の三第三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第十一条の四第三項中「前条第三項第一号に規定する人会林野整備の対象となつた土地に係る人会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は前条第三項」を削る。

附則第二十一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十四条及び第三十五条の改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 2 次項に規定するものを除き、改正後の第七十三条及び第七十八条の四から第七十八条の六までの規定並びに改正後の附則第十一条、第十一条の三及び第十一条の四の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」といふ。)の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 施行日以前に改正前の附則第十一条の三第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従つて事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画(同表第二号の上欄に掲げる計画を除く。)に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日の翌日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
- 4 附則第一項ただし書に規定する改正規定(以下「改正規定」といふ。)の施行前にした行為並びに附則第二項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる不動産取得税に係る改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石川県高等学校等修学支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年六月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十九号

石川県高等学校等修学支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例

石川県高等学校等修学支援臨時特例基金条例(平成二十一年石川県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「経済的理由」の下に「又は東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴つて原子力発電所の事故による災害をいふ。)」を加え、「生徒」を「生徒等」に改め、「事業」の下に「その他修学を支援する事業」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の石川県高等学校等修学支援臨時特例基金条例の規定は、平成二十三年度以降の予算に係る事業について適用する。

